

航空法 (昭和27年7月15日法律第231号)	航空法施行規則
<p>第1章 総則 (定義) 第2条 22 この法律において「<u>無人航空機</u>」とは、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるもの（その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）をいう。</p>	<p>(法第2条第22項の国土交通省令で定める機器) 第5条の2 法第2条第22項の国土交通省令で定める機器は、重量が<u>200グラム未満のものとする。</u></p>
<p>第9章 無人航空機 (飛行の禁止空域) 第132条 何人も、次に掲げる空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。ただし、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場においては、この限りでない。</p> <p>一 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域</p> <p>二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空</p>	<p>(飛行禁止空域における飛行の許可) 第236条の3 法第132条ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 氏名及び住所 二 無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項 三 飛行の目的、日時、経路及び高度 四 飛行禁止空域を飛行させる理由 五 無人航空機の機能及び性能に関する事項 六 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項 七 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項 八 その他参考となる事項 <p>(飛行の禁止空域) 第236条 法第132条第一号の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 <u>進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第56条第1項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面</u>の上空の空域 二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、<u>地表又は水面から150メートル以上の高さの空域</u> <p>第236条の2 法第132条第2号の国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域は、国土交通大臣が告示で定める年の<u>国勢調査の結果による人口集中地区</u>（地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を除く。）とする。</p>
<p>(飛行の方法) 第132条の2 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。ただし、国土交</p>	<p>(飛行の方法によらない飛行の承認) 第236条の6 法第132条の2ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p>

通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けたときは、その承認を受けたところに従い、これを飛行させることができる。

- 一 日出から日没までの間において飛行させること。
- 二 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。
- 三 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。
- 四 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。
- 五 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。

- 一 氏名及び住所
- 二 無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項
- 三 飛行の目的、日時、経路及び高度
- 四 法第百三十二条の二 各号に掲げる方法によらずに飛行させる理由
- 五 無人航空機の機能及び性能に関する事項
- 六 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項
- 七 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項
- 八 その他参考となる事項

(飛行の方法)

第236条の4 法第132条の2第3号の国土交通省令で定める距離は、30メートルとする。

第236条の5 第194条第1項の規定は、法第132条の2第5号の国土交通省令で定める物件について準用する。この場合において、第194条第1項第8号中「航空機」とあるのは、「無人航空機」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、無人航空機の飛行のため当該無人航空機で輸送する物件は、法第132条の2第5号の国土交通省令で定める物件に含まれないものとする。

(輸送禁止の物件)

第194条 法第86条第1項の国土交通省令で定める物件は、次に掲げるものとする。

- 一 火薬類 火薬、爆薬、火工品その他の爆発性を有する物件
- 二 高圧ガス 摂氏五十度で絶対圧力三百キロパスカルを超える蒸気圧を持つ物質又は摂氏二十度で絶対圧力百一・三キロパスカルにおいて完全に気体となる物質であつて、次に掲げるものをいう。
 - イ 引火性ガス 摂氏二十度で絶対圧力百一・三キロパスカルにおいて、空気と混合した場合の爆発限界の下限が十三パーセント以下のもの又は爆発限界の上限と下限の差が十二パーセント以上のもの
 - ロ 毒性ガス 人が吸入した場合に強い毒作用を受けるもの
 - ハ その他のガス イ又はロ以外のガスであつて、液化ガス又は摂氏二十度でゲージ圧力二百キロパスカル以上となるもの
- 三 引火性液体 引火点（密閉式引火点測定法による引火点をいう。以下同じ。）が摂氏六十度以下の液体（引火点が摂氏三十五度を超える液体であつて、燃焼継続性がないと認められるものが当該引火点未満の温度で輸送される場合を除く。）又は引火点が摂氏六十度を超える液状の物質（当該引火点未満の温度で輸送される場合を除く。）
- 四 可燃性物質類 次に掲げるものをいう。

	<p>イ 可燃性物質 火気等により容易に点火され、かつ、火災の際これを助長するような易燃性の物質</p> <p>ロ 自然発火性物質 通常の輸送状態で、摩擦、湿気の吸収、化学変化等により自然発熱又は自然発火しやすい物質</p> <p>ハ 水反応可燃性物質 水と作用して引火性ガスを発生する物質</p> <p>五 酸化性物質類 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 酸化性物質 他の物質を酸化させる性質を有する物質であつて、有機過酸化物以外のもの</p> <p>ロ 有機過酸化物 容易に活性酸素を放出し他の物質を酸化させる性質を有する有機物質</p> <p>六 毒物類 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 毒物 人がその物質を吸入し、皮膚に接触し、又は体内に摂取した場合に強い毒作用又は刺激を受ける物質</p> <p>ロ 病毒を移しやすい物質 病原体及び病原体を含有し、又は病原体が付着していると認められる物質</p> <p>七 放射性物質等 放射性物質（電離作用を有する放射線を自然に放射する物質をいう。）及びこれによつて汚染された物件（告示で定める物質及び物件を除く。）</p> <p>八 腐食性物質 生物体の組織と接触した場合に化学反応により組織に激しい危害を与える物質又は漏えいの場合に航空機の機体、積荷等に物質的損害を与える物質</p> <p>九 その他の有害物件 前各号に掲げる物件以外の物件であつて人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのあるもの（告示で定めるものに限る。）</p> <p>十 凶器 鉄砲、刀剣その他人を殺傷するに足るべき物件</p>
<p>六 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。</p>	
<p>（捜索、救助等の特例） 第 1 3 2 条の 3 前二条の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。</p>	<p>（捜索又は救助の特例） 第 2 3 6 条の 7 法第 1 3 2 条の 3 の国土交通省令で定める者は、国若しくは地方公共団体又はこれらの者の依頼により<u>捜索若しくは救助を行う者</u>とする。 第 2 3 6 条の 8 法第 1 3 2 条の 3 の国土交通省令で定める目的は、<u>捜索又は救助</u>とする。</p>
<p>（無人航空機の飛行等に関する罪） 第 1 5 7 条の 4 次の各号のいずれかに該当する者は、5 0 万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第 1 3 2 条の規定に違反して、無人航空機を飛行させた者</p> <p>二 第 1 3 2 条の 2 第 1 号から第 4 号までの規定に違反して、無人航空機を飛行させた者</p> <p>三 第 1 3 2 条の 2 第 5 号の規定に違反して、無人航空機により同号の物件を輸送した者</p> <p>四 第 1 3 2 条の 2 第 6 号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下した者</p>	